

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 6 号 中 「第10条第 1 項」の次に「又は第10条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の改正に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。